

# 令和5年度税制改正について

主な改正点は以下のとおり。

- 1 自動車税種別割 グリーン化特例の延長・見直し  
環境性能に優れた新車の取得翌年度の税率を軽減する軽課と、登録から一定期間を経過した古い自動車の税率を重くする重課のグリーン化特例について、延長・見直しをする。

①延長：適用期限を3年延長する。

②見直し：営業用乗用車（タクシー等）に対する優遇の適用対象車を段階的に重点化

○施行日 令和5年4月1日

- 2 自動車税環境性能割 新たな基準による税率区分の見直し

○令和5年3月は税率区分の見直しの時期にあっていたが、世界的な半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、令和5年12月末まで令和4年度の税率区分が据え置かれた。

○電動車の一層の普及を図る観点から、税率区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げる。

①令和5年12月末まで：令和4年度以前の基準を継続

②令和6年1月1日から：第1段階の基準引上げ

③令和7年4月1日から：第2段階の基準引上げ

自家用乗用車

【令和5年12月までは現行の税率区分を据置き】

車種	税率区分	現行	見直し後（令和5～7年度）	
		（令和3・4年度）	令和6年1月～	令和7年4月～
電気自動車等	非課税	達成度要件なし	達成度要件なし	達成度要件なし
ガソリン車 石油ガス車 ディーゼル車	非課税	2030年度燃費基準 85%達成～	2030年度燃費基準 85%達成～	2030年度燃費基準 95%達成～
	1%	75%達成～	80%達成～	85%達成～
	2%	60%達成～	70%達成～	75%達成～
	3%	上記以外 2020年度燃費基準未達成		

- 3 自動車税 燃費・排ガス不正行為への対応  
不正により生じた納付不足額の納税義務を、不正をしたメーカーに負わせる特例規定について、再発抑止策強化の観点から、納付不足額を徴収する際に上乗せする加算率を現行10%から35%へ引き上げる。

○施行日 令和6年1月1日

- 4 不動産取得税 質問検査権の対象の明確化  
質問検査権について、家屋の評価に必要な図面等を納税義務者に加え、家屋の施工業者等からも入手することができることを法令で明確化する。

○施行日 令和6年4月1日

- 5 ふるさと納税 前指定対象期間中の基準不適合への対応  
ふるさと納税対象自治体とする総務大臣からの指定の取消しについて、前の指定対象期間中の基準不適合事案に対応するため、2年間遡って取消理由とすることを可能とする。

○施行日 令和5年4月1日